

令和 7 年 5 月 13 日

保 護 者 様

大 阪 市 教 育 委 員 会
大 阪 市 立 新 生 野 中 学 校
校 長 小 笠 原 忠 承

大雨による河川増水（氾濫）時の措置について

標題について、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

○午前 7 時の時点及び午前 7 時を過ぎて始業時刻までに、所在する区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル 3（高齢者等避難）」、「警戒レベル 4（全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル □相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、判断します。

また、情報収集に際しては、次のものを参考にしてください。

○大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます）

○おおさか防災ネット（メール登録もできます）

○大阪市危機管理室 X

○LINE 大阪市公式アカウント

○NHK速報

○防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます）

○緊急速報メール（受信できない機種もあります）

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。

「大阪 880 万人訓練」と同様の
放送とメール配信があります。



【確認の方法】

1 「おおさか防災ネット」で検索する。

2 地図より「大阪市」をクリックする。

3 避難情報の欄を確認する。

*居住区域に警戒レベル 3 以上の発令があった場合、学校園は臨時休業。
(河川氾濫の場合)